

砂 川 市 訓 令 第 3 7 号

令和 7年 4月 1日

砂川市協働のまちづくり庁内推進会議設置要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市協働のまちづくり庁内推進会議設置要綱の一部を改正する訓令

砂川市協働のまちづくり庁内推進会議設置要綱（平成23年訓令第11号）の一部を次のように改正する。

別表（第3条関係）を次のように改める。

別表（第3条関係）

	委員
1	◎ 総務部長
2	総務部審議監
3	○ 市民部長
4	保健福祉部長
5	経済部長
6	建設部長
7	教育委員会事務局教育次長
8	教育委員会事務局指導参事
9	教育委員会事務局技監
10	総務部総務課長
11	総務部市長公室課長
12	総務部政策調整課長
13	総務部D X推進課長
14	会計課長
15	市民部市民生活課長
16	市民部税務課長
17	保健福祉部社会福祉課長
18	保健福祉部子育て支援課長
19	保健福祉部介護福祉課長
20	保健福祉部子ども家庭センター所長
21	保健福祉部ふれあいセンター所長
22	保健福祉部子ども通園センター所長
23	経済部商工労働観光課長
24	経済部農政課長
25	建設部土木課長
26	建設部都市計画課長
27	建設部建築住宅課長
28	教育委員会事務局学務課長
29	教育委員会事務局学校再編課長
30	教育委員会事務局社会教育課長
31	教育委員会事務局スポーツ振興課長
32	教育委員会事務局公民館長

33	教育委員会事務局図書館長
34	教育委員会事務局学校給食センター所長

◎：議長 ○：副議長

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。